

令和6年4月1日から

知っていますか？ 相続登記が 義務化されたこと

相続登記・遺産分割を進めましょう



① 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

→お問い合わせは、裏面の管轄法務局へ

札幌法務局

未来へつなぐ



相続登記



法務局での相続登記の手続に関するご案内は、**事前予約制**です

法務局ホームページで
相続登記の申請書様式、
必要書類等を確認



申請書の記入方法、必要書類等
の説明を希望する場合は、管轄
法務局に電話予約



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記



「手続案内の予約をしたい」とお伝えください!

庁名	電話番号	不動産登記管轄区域
不動産登記部門	011-709-2311 内線(2185)	札幌市中央区
南出張所	011-824-7411	札幌市豊平区、清田区、南区
北出張所	011-700-3311	札幌市北区、東区、石狩市
西出張所	011-664-2251	札幌市西区、手稲区
白石出張所	011-864-2021	札幌市白石区、厚別区、北広島市
江別出張所	011-382-2132	江別市、当別町、新篠津村
恵庭出張所	0123-32-3057	恵庭市、千歳市
岩見沢支局	0126-22-0619 音声案内【2】	岩見沢市、三笠市、美瑛市、月形町、栗山町、長沼町、由仁町、南幌町、夕張市
滝川支局	0125-23-2330	滝川市、砂川市、歌志内市、芦別市、赤平市、新十津川町、浦臼町、雨竜町、奈井江町、上砂川町
室蘭支局	0143-22-5111 音声案内【2】	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧支局	0144-34-7403	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、おかわ町
日高支局	0146-42-0415	平取町、日高町、新ひだか町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町
小樽支局	0134-23-3012 音声案内【2】	小樽市、余市町、仁木町、赤井川村、古平町、積丹町
倶知安支局	0136-22-0232	倶知安町、京極町、ニセコ町、留寿都村、真狩村、喜茂別町、蘭越町、岩内町、共和町、泊村、神恵内村

札幌司法書士会

「相続登記相談センター」

個別具体的な相談については、こちらまで!

- ・ 相続登記、遺言など相続手続全般について、電話で相談を受け付けます。
- ・ 相談料は、無料です。
- ・ 専用ダイヤル 011-211-6665 (平日 12時~15時)



◆札幌司法書士会・相続登記相談センター
<https://sapporo-shiho.or.jp/inheritance.html>

法定相続情報証明制度



Q:「法定相続情報証明制度」ってなに?

A:相続人が法務局に必要な書類を提出して、法定相続人が誰なのかを登記官が証明する制度です。
この制度を利用すると、相続登記を含む各種相続手続で戸籍書類一式の提出が省略できます。

かんたん証明書請求



不動産の登記情報を確認するには、オンラインで請求できる「かんたん証明書請求」を御利用ください。